

平成31年教育委員会第3回臨時会会議録

開会日時 平成31年3月29日 午前 11時00分
閉会日時 同 上 午後 12時10分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一
同職務代理者 塚本 亨
委 員 望月 京子
委 員 日高 芳一
委 員 齋藤 初夫
委 員 大里 豊子

議場出席委員

・教育次長	駒井 亜子	・学校教育担当部長	杉立 敏也
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設課長	若林 繁
・学校施設整備担当課長	杉谷 洋一	・学務課長	神長 康夫
・指導室長	和田 栄治	・統括指導主事	塩尻 浩
・地域教育課長	山崎 淳	・統括指導主事	大川 千章
・生涯学習課長	加納 清幸	・放課後支援課長	生井沢良範
・中央図書館長	鈴木 誠	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄

書 記

・教育企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 11時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 塚本 亨 委員 望月 京子
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○教育長 おはようございます。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまより平成31年教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の議事録の署名は、私に加え塚本委員と望月委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は議案等が14件、報告事項等が2件でございますのでよろしくお願ひします。

それでは、議案第9号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」について上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。

まず提案理由でございます。科学教育センター運営指導員及び学校等サポートチーム指導員を新設するほか、非常勤職員の報酬の額を改正する必要があるもので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思ひます。新旧対照表をつけてございますので、こちらでご説明をさせていただきます。左が現行、右が改正案となっております。こちらの1ページ目の下のほう、別表第1をごらんいただきたいと思ひます。今般の改正は、まず博物館専門調査員でございます。こちらは天文を担当する職員、月額19万5,600円を月額21万5,000円と、さらにその下、それ以外の者に関しましては月額18万5,600円を月額20万5,000円に改めるものでございます。こちらは報酬の額の引き上げによりまして、人材の確保を図るものでございます。

ページをおめくりいただきまして、裏面をごらんください。まず一番上の科学教育センター運営指導員についてでございます。こちらはこれまで都費による配置となっていたところでございますが、これが廃止となることに伴いまして、新たに区のほうで設置するものでございます。こちらの報酬月額につきましては、18万4,500円としたところでございます。

次に、二つ飛ばしていただきまして、上から四つ目、学校等サポートチーム指導員でございますけれども、こちらは、校長経験者が現在学校で発生いたしますさまざまな事案の支援をしているところでございますが、こちらを内容の多様化等に伴いまして、新たに非常勤職員として位置づけるものでございます。こちらにつきましても月額を18万4,500円としたところでございます。

さらにその二つ下、学校司書でございます。学校司書につきましては、時間額を今、1,100

円としているところを 1,500 円と改めるものでございますが、こちらも人材の確保を図るために、近隣区、近隣自治体等の状況を勘案してこの額に設定したものでございます。

そのほかの改正、学校用務員、学習サポーター、学校等サポートチーム指導員、施設開放調整員につきましては、区の臨時職員の単価がプラス 20 円ということで、もともとこちらの額の変動に合わせて設定しているものでございまして、時間額をプラス 20 円、それぞれ改正させていただいたものでございます。学校用務員は月額なのですけれども、こちらを時間数で割り返しますと時間単価がプラス 20 円という形になってございます。

額の改定については以上でございますが、別表の第 3、こちらは通勤の費用等について付加報酬として支給の対象となっている職ですけれども、こちらに先ほど申し上げた新設の科学教育センター運営指導員、それから学校等サポートチーム指導員を新たに加えたところでございます。

こちらの施行は平成 31 年 4 月 1 日からとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長 それではただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 今、ご説明いただいたのですが、人材の確保という点で非常に厳しい社会的な背景があるのでしょうか。その辺、ちょっとお聞かせいただければと思います。なかなか手がないとか。

○教育長 人材確保、司書のほうでいいのかな。いかがですか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 私のところで、専門非常勤を中心に事業を回しているのですけれども、年々募集をかけても集まらなくなってきました。原因としましては、私どもは今、月額 19 万円ほどの非常勤報酬を払っているのですけれども、近隣区、例えば足立区ですと 22 万円とか、中央区ですと 25 万円近くなってしまうということで、大学の先生とかにお願いしても、葛飾区は低いので紹介できないというような実態がございまして、現在も欠員が多少出ている状態でございます。そういったものを解消するために、このたびは非常勤報酬を引き上げたものでございます。

○塚本委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがですか。

日高委員。

○日高委員 学校等サポートチーム指導員というのがいますけれども、これは年齢制限ありましたかね。

○教育長 指導室長。

○指導室長 特に年齢制限は設けてないです。

○日高委員 そうすると、これは嘱託を終えた校長たちの割り分ということになりますかね。

○教育長 指導室長。

○指導室長 そうです。再任用が終わった方。

○日高委員 再任用が終わった後ということですね。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは特にないようなので、お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第9号については原案のとおり可決といたします。

次の議案の審議ですが、議案第10号及び議案第11号は関連のある議案ですので、一括して上程をいたしたいと思っております。それでは、議案第10号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び、議案第11号「葛飾区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則」を一括して上程いたします。

指導室長。

○指導室長 「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

長時間労働の是正のための措置として民間労働法制において時間外労働の上限規制等が導入され、原則として平成31年4月から施行されることとなっております。また、国家公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限が人事院規則で定められまして、平成31年4月から施行されます。地方公務員においては、均衡の原則により国家公務員の措置等を踏まえ超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど、所要の措置を講ずるとともに平成31年4月より適用すべく条例の改正を行うことが求められております。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を改正しまして、昨日公布されたところでございます。その中に、規則に委任する旨の規定を設けましたので、本規則により具体的な超過勤務の上限等を定めるものでございます。

3枚目に新旧対照表がございますので、そちらをごらんください。主な改正点といたしまして、新たに第7条の2を新設いたしました。超過勤務を命ずる時間等について定めております。条文の文言が複雑なものですから、要点を整理してご説明させていただきたいと思っております。ポイントといたしましては、第7条の2の(1)のアとイでございます。アのところは一月の超過勤務の上限を45時間、それからイのところは1年における超過勤務の上限を360時間と具体的な数値を定めております。

このほかには、幼稚園教員の通常業務では該当するものではないのですが、業務量や業務の実施時期等を自ら決定することが困難な部署に勤務する場合には超過勤務の上限

を拡大する旨を定めております。また、大規模災害への対処等に従事する場合においてはこの勤務の上限を適用しない旨も規定してございます。

議案の第 10 号については以上でございます。

引き続きまして、議案第 11 号「葛飾区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。

本規則の中に、幼稚園教育職員の超過勤務の命令の権限について教育長に委任する旨の条文があります。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正され、条例の第 10 条に新たに第 2 項が新設されたことで、本規則においても一部改正がございます。次の新旧対照表を見ていただけたらと思います。本規則におきまして下線部にありますとおり「第 10 条」となっているところを「第 10 条第 1 項」と改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特に質問等もないようですので、お諮りいたします。議案第 10 号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認め、議案第 10 号については原案のとおり可決といたします。

続いて議案第 11 号についてお諮りします。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは議案第 11 号についても原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 12 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、説明をお願いします。

指導室長。

○指導室長 「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

1 枚おめくりいただきまして新旧対照表をごらんいただけたらと思います。主な改正点といたしましては、扶養手当の支給において、扶養親族に認定するための収入の上限を 140 万円から 130 万円に引き下げております。本件につきましては、国においては 130 万円が上限となっており、東京都も平成 30 年に上限を 140 万円から 130 万円に引き下げたことから、特別区においても国や東京都と制度的な均衡を図る観点から同額まで引き下げるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 12 号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 12 号については原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第 13 号「葛飾区いじめ問題対策連絡協議会規則」についてお願いします。

学校教育担当部長。

○**学校教育担当部長** 議案第 13 号「葛飾区いじめ問題対策連絡協議会規則」、上記の議案を提出するものでございます。

提案理由でございますが、葛飾区いじめ防止対策推進条例の制定に伴い、葛飾区いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要があるもので、本案を提出いたします。

まず趣旨、第 1 条をごらんください。条例第 13 条第 3 項の規定に基づき、連絡協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして所掌事項、第 3 条でございます。「協議会は、次に掲げる事項について協議する。」まず第 1 号でございます。「区又は学校におけるいじめの防止等のための対策に関すること。」第 2 号、「いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関すること。」第 3 号、「前 2 号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策に必要なこと。」でございます。

続きまして第 4 条の組織をごらんください。協議会は学校、葛飾区教育委員会、警察署、児童相談所、葛飾区子ども総合センター、学識経験者その他の関係者により構成される委員 20 人以内をもって組織いたします。

裏面をごらんください。会長及び副会長、それから会議及び議事等、会議の運営に関し、それぞれ必要な事項について定めてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの件について、何かご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○**塚本委員** 趣旨はもう大賛成でございます。喫緊の課題であるものですから。

第 4 条で委員 20 名以内をもってというもの、「その他の関係者」という表現がちょっとイメージ的に湧かないのですが、具体的にどのような方をその他の関係者というところで思い浮かべればいいのか。試案というか、差し障りがあるようでしたら結構でございますけれども、ちょっとイメージが湧かないものですから。一通り警察関係や児童相談所などが挙げられていますので、20 名の枠はどのような方をイメージすればいいかなと思ったものですから、ご質問さ

せていただきました。

○教育長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 こちらについては、今現在こうした連絡協議会を持ってございます。大体、その他の関係者以外の方で現在は構成されているのですけれども、ただ、法律上とかあるいは国の通知を見ますと、法務省の方ですとか、そういった方も入れることを検討するということになっておりますので、現行は今のところ新たに追加する予定はございませんけれども、今後、そうした幅広い人材を得る必要があることもございますので、広い形で規定させていただいたものでございます。

○塚本委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第13号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第13号については原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第14号「葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会規則」について説明をお願いします。

学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 議案第14号「葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会規則」、上記の議案を提出するものでございます。

提案理由でございます。葛飾区いじめ防止対策推進条例の制定に伴い、葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

第3条の所掌事項をごらんください。対策委員会は教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策について審議し、答申するものでございます。第2項、対策委員会は必要があると認めるときは、いじめの防止等のための対策について教育委員会に意見を述べることができます。第3項、対策委員会は学校において、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、教育委員会からの要請に基づき同法に規定する組織として調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものといたします。

この対策委員会ですけれども、今、第3項で説明いたしましたように、今般のような重大事態が発生した場合については速やかに第三者委員会として対応して参りたいと考えてございます。

続きまして第4条の組織でございます。対策委員会は学識経験を有する者その他のいじめの

防止等に係る専門的な知識を有する者で構成される委員 10 人以内をもって組織いたします。

その他、第 6 条の委員長及び副委員長、第 7 条の会議及び議事等を定めてございます。

また、本委員会については、第 9 条において専門調査員、専門事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。また第 10 条の調査部会でございますけれども、第 3 条第 3 項に規定する調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に調査部会を置くことができるというように、広範にわたって調査等を行う必要がある場合がございますので、そうした場合には、こうした専門調査員ですとかあるいは調査部会を設置して対処して参りたいと考えてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。いかがですか。

これは何か起きたとき動き出すものですがけれども、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 14 号について原案のとおり可決とすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 14 号については可決といたします。

引き続きまして、議案第 15 号「葛飾区教育委員会附属機関の構成員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」について説明をお願いします。

学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 議案第 15 号「葛飾区教育委員会附属機関の構成員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を議案として提出するものでございます。

提案理由でございますけれども、葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会の新設に伴い、報酬の額を定める必要があるもので、本案を提出いたします。

別表、四角の枠の欄をごらんください。委員長については日額 2 万 2,000 円、委員については日額 2 万円とさせていただきます。なお、この額については、今般、葛飾区長が設置しました第三者委員会と同額で設定するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 15 号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認め、議案第 15 号について原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第 16 号「葛飾区郷土と天文の博物館条例施行規則の一部を改正する規

則」について説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 議案第 16 号といたしまして「葛飾区郷土と天文の博物館条例施行規則の一部を改正する規則」を議案として提出するものでございます。

まず提案理由でございます。障害者に対する入館料等の免除に係る手続を改める必要があるもので、本案を提出するものでございます。

内容でございますけれども、1枚めくっていただきますと、新旧対照表がございますので、そちらでご説明させていただきます。新旧対照表、現行の下の方ですけれども、第3条3項の下から3行目「この場合において、免除をするときは、申請者の氏名、該当事由その他必要な事項を記録する。」となっております。これは、免除を受ける際に障害者手帳などを見せていただくのですが、その記載内容等を記録するという規定でございますが、今般、障害者差別解消法の趣旨に則りまして、こういったものを記録しないということにしましたので、右にございます改正案ではその3行を削ったものでございます。

説明については以上でございます。なお、この規則は4月1日から施行することとしてございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 16 号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 16 号については可決といたします。

続きまして、議案第 17 号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」について説明をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 議案第 17 号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」を議案として提出するものでございます。

提案理由といたしましては、障害者に対する施設等利用料金及び駐車場利用料金の免除に係る手続を改めるほか、規定の整備をする必要があるもので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。趣旨といたしましては、先ほどの葛飾区郷土と天文の博物館条例施行規則の一部を改正する規則と同様でございます。まず第 19 条、施設等利用料金の減額または免除につきまして、第 3 項の後段になりますが、「この場合において免除をするときは、申請者の氏名、該当事由その他必要な事項を記載する。」と

ありましたが、改正案ではその部分を削除しております。同様に第 20 条、駐車場利用料金の免除につきましても、裏面になりますが、第 3 項で同様に「この場合において、免除をするときは、申請者の氏名、該当事由その他必要な事項を記録する。」とございますが、そちらのほうを削除してございます。

また、第 7 項で準用しておりました規定がなくなりましたので、「口頭により、申請させ、及び免除の可否を通知することができる。この場合において、免除をするときは、申請者の氏名、該当事由その他必要な事項を記録する。」と改めるものでございます。

こちらも 4 月 1 日からの施行でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 17 号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 17 号については原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 18 号「葛飾区学校施設長寿命化計画について」説明をお願いします。

学校施設課長。

○学校施設課長 それでは議案第 18 号「葛飾区学校施設長寿命化計画について」ご説明をさせていただきます。上記の議案を提出するものでございます。

提案理由につきましては、葛飾区学校施設長寿命化計画を策定するために本案を提出するものでございます。

お手元にあります冊子の 48 ページをお開きいただきたいと思います。これまで素案や案という形でご報告をさせていただいてきたところでございます。48 ページにございますように、学校施設につきましては、まず改築という形で子どもたちの環境を整えていきたいと考えてございます。

続きまして、長寿命化計画というカテゴリーを設けまして、現在は平成 28 年度から保全工事計画という形で緊急性の高い部位のところをしっかりと改修をしてきているところでございます。

それ以外の部分につきましては、屋上防水、高圧引き込み、給排水衛生等の骨格的な部分は保全工事でやっておるのですけれども、それ以外の部分のところなかなか今までできていなかったところがございます。今般、この長寿命化計画を策定することによりまして、保全工事計画に合わせた機能の向上、あるいは、真ん中にありますように教育環境の向上のための工事というものを組み合わせていながら、子どもたちのよりよい教育環境を確保していこうとす

るものでございます。

なお、平成 31 年度当初予算につきましてはこちらのほうには述べてございませんが、学校の体育館の冷暖房化のスタートを切っていくという形で教育環境の向上を図っていくというものでございます。

このような形で長寿命化計画を策定しましたので、子どもたちにとってよりよい教育環境を確保していくものでございます。学校施設の現状を把握し、文部科学省の補助金の確保を図りつつ、学校施設を効率的に整備するために策定したものでございます。

今般、ここでお出ししますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して何かご質問等ございますか。

いかがですか。よろしいですか。

大里委員。

○大里委員 質問ではないのですが、今、平成も終わるということで、テレビや新聞などでも平成を振り返るものをたくさん目にしたりするのですけれども、本当に自然災害や事故や事件がたくさんあったなと思いました。子どもたちの安全はやはり大切なところだと思います。そして、万が一の避難所として使われる場合ですとか、生涯の学習・スポーツに使われるという点でも、安全面に重視してやっていっていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○教育長 ご意見ということですね。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 18 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 18 号については原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 19 号「かつしか教育情報化推進プランについて」説明をお願いします。

指導室長。

○指導室長 「かつしか教育情報化推進プランについて」説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、かつしか教育情報化推進プランを策定するため、本案を提出するものでございます。

これらの内容につきましては、これまで素案、また案としましてご報告をさせていただいたところでございます。計画案からの大きな変更点はございませんので、詳細は割愛させていただきますけれども、改めて本計画の概要だけ説明させていただきたいと思います。

計画の 26 ページ、27 ページに体系図がありますので、そちらをごらんいただけたらと思います。本計画では大きく四つの目標を掲げておりまして、まず 1 点目は児童・生徒の視点の目標として、新しい時代に必要となる資質・能力を育む、ICT を活要した主体的・対話的で深

い学びの実現を掲げております。2点目の目標としまして、教職員の視点のものとして、教員のICTを活用した指導力の向上を掲げております。3点目の目標については、教員の校務の視点からの目標として、校務の効率化による児童・生徒との向き合う時間の創出を掲げております。4点目の目標としましては、システムを管理する側の視点から、教育情報セキュリティの確保とシステムの最適化に取り組んでいきます。今、申し上げた四つの目標を達成するため、11の基本方針と22の具体的な施策に取り組んでいく計画としております。

最後に、ご決定いただきました後でございますけれども、計画書の印刷を行いまして、教育委員の皆様や区議会議員、関係各位・各所に配布していきたいと思っております。また、葛飾区ホームページや広報紙、図書館での閲覧及び貸し出しを行いまして、区民の方々にも周知を図っていく所存でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、議案第19号について何かご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 これまで既に当委員会等、あるいは議会のほか、いろいろな各機関からの意見聴取のもとに草案ができたという認識をしております。文言に関しましては一任させていただきたいのですが、解釈上齟齬がないように、私の目では特に齟齬があるとは思えないのですが、根底にあるのは学習指導要領の中のICTの問題とかかわって始まったものが全てベースになって、時代の趨勢だという理解をしています。それでここに至っての再度の確認をしながら成文化していただきたいとお願いだけです。具体的にどこが悪いというところはありません。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

ないようですので、それでは、お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第19号については原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第20号「葛飾区立学校における働き方改革推進プランについて」お願いいたします。

指導室長。

○指導室長 「葛飾区立学校における働き方改革推進プランについて」説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、葛飾区立学校における働き方改革推進プランを策定するために本案を提出するものでございます。

本プランにつきましては、区立幼稚園、小学校及び中学校に勤務する教員の長時間労働の改善と学校教育の質の維持・向上を図るため、おおむね5年程度を見据えた具体的な取組みを示すために策定するものでございます。2月の教育委員会臨時会におきまして、プラン案についてご報告をさせていただいたとおり大きな変更点はございませんので、詳細については割愛させていただき、重要な点のみ改めて説明させていただきたいと思っております。

資料の3ページをお開けいただけたらと思っております。下のほうに目標がございます。文部科学省のガイドラインと葛飾区の現状を踏まえまして、葛飾区立学校における働き方改革の目標を設定してございます。一つ目は、国のガイドラインの目安時間に準じて、1か月の超過勤務が45時間を超える教員を原則ゼロにする。二つ目は、年次有給休暇の取得日数10日未満の教員を原則ゼロにする。この二つを葛飾区立学校における働き方改革の目標として取組みを進めて参ります。

資料の4ページをごらんいただけたらと思っております。働き方改革を推進するために、四つの取組みの柱と16の取組項目を設定いたしました。主な取組みとしましては、長期休業期間中の学校閉庁日の設定、学校への調査の精選や縮減、学校行事等の精選及び教育課程の見直しの促進、教員の業務補助を行うスクールサポートスタッフの配置、部活動指導のあり方の見直しなどがございます。それぞれの取組みは可能なものから順次実施をしていきたいと思っております。策定後には区のホームページ等による周知を実施していく予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。いかがですか。

塚本委員。

○塚本委員 質問ではないのですが、感想にとどめます。今、指導室長からご提案いただいたし、時代の趨勢として非常に大事なのですが、やはり教育目標、子どもたちに安心した教育の場を提供するというのは、それを提供する側の教員の方が安心して過ごせるというのが大前提だと思います。そういった意味では、クラブ活動等の問題、特に今、ご説明いただいた中で、前にもいただいたのですが、2ページの葛飾区立学校の現状というのは非常に国が示すガイドライン、あるいは都の働き方改革プランで描かれたものとはまだまだ乖離が見られますので、最終的に学ぶ子どもたちに良いものが享受されるような教育環境や、安心して現場の先生方が働けるということを骨子としてサポートしていただければと思います。感想だけです。よろしく願いいたします。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 3ページの「特例的な扱い」のところで、児童・生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720

時間以内というのがあるのですけれども、先ほど、幼稚園の職員のほうで、議案第10号のところで特例的なというところで書かれていたのは、「特例業務」とあって、ここでは「大規模災害への対処その他の重要な業務で、特に緊急に処理することを要するものと教育委員会が認めるもの」ということになっていて、その上のほうには「他律的業務」とあるのですけれども、これとの関連性はどういうふうに考えればいいのかということをお教えいただきたいのです。

○教育長 指導室長。

○指導室長 基本的には、その条例とか規則と同じものという認識でよろしいかと思うのですけれども、先ほどの幼稚園の教員の件でございますと、他律的業務ということで、業務量とか業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務というものについてというような規定があるのですけれども、通常の学校の教員ですとそういうことは当てはまらないという認識でよろしいかと思えます。

それからもう1点が、緊急の、大規模災害への対処その他の重要な業務で、特に緊急に処理をすることを要するもの、この場合にはそういう規制ができないといえますか、多少45時間という規定は免れるといえますか、例外が適用されるということになります。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 そうすると、今のところでは、「児童・生徒等に係る臨時的な特別の事情」と限定しているのですけれども、こういう場合には当てはまらないということなのですか。緊急事態とかそういう大規模なときでなくて、児童に係るときだけということになっているのですけれども、そういうことは含まれないといけないのではないかなと思うのですけれども、そういう記述はなくていいのでしょうかということです。

○教育長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 3ページの4の(1)の特例的な取扱いについては、こちらに書かれていますように、国のガイドラインに書かれた記載をそのまま引用しているものでございます。葛飾区が策定した規則につきましては、この国のガイドラインをもとに特別区の人事委員会で23区統一の案文を示した、それに基づいて策定しているものでございますので、少し感じが違うようなところはあるかもしれません。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、国ではこうなっているのだけでも、それ以上に幅を広げて対応しているということなのですか。

○教育長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 広い狭いという概念については必ずしも一律的には同一には扱えないと思うのですけれども、先ほど申し上げましたように、まず幼稚園、あるいは国では、国等の考え方で学校現場とはちょっと違うところがあると思いますので、こうした国のガイドラインを

もとに特別区人事委員会のほうで考えた案文に基づいて策定したものでございます。

○齋藤委員 わかりました。

○教育長 よろしいですか。そのほかよろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第20号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第20号については可決といたします。

引き続きまして、議案第21号「葛飾区いじめ防止基本方針の改定について」をお願いします。
学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 議案第21号「葛飾区いじめ防止基本方針の改定について」でございます。
上記の議案を提出いたします。

提案理由ですが、葛飾区いじめ防止基本方針を改定するため本案を提出いたします。別添のとおり基本方針を改定いたします。

それでは、別添のいじめ基本方針をごらんください。前回、教育委員会において案を示させていただきました。その場で教育委員会からいただいた意見と教育委員会終了後、文教委員会にもかけて、文教委員会からもご意見をいただいたところでございます。その教育委員会と文教委員会でいただいたご意見をもとに改定した部分について本日は説明をさせていただきます。

それでは、基本方針の4ページをごらんください。3の(2)、「いじめの適切な把握」の2行目でございます。前は「判断しにくい形で行われることを認識する」という表現になってございました。ただ、大人の前、あるいは教員の前で行われる場合もあるはずだというご意見をいただきましたので、「判断しにくい形で行われる場合がある」という形で「場合」を入れさせていただきました。

また(3)の4行目で「問題があるという見方は間違いであり」という表現を使ってありましたけれども、そちらについても少し例外のことも考慮した文章にすべきではないかというご意見をいただきましたので、3行目の「また」以降でございます。「教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童・生徒や周りで見えたり、はやし立てたりしている児童・生徒を容認するものに他ならず、いじめられている児童・生徒を孤立させ、いじめを深刻化する」というような形に表現を改めさせていただきました。

次に15ページをごらんください。文教委員会で、今の時代、インターネットに関するいじめへの対応についての記載を充実させてほしいというようなご意見をいただきましたので、そちらに「インターネットを通じて行われるいじめへの対応」について、新たに記載をつけさせていただきました。

次に、18ページをごらんください。18ページの②の「学校が主体となる場合」でございます。

こちらの3行目に「保護者代表、地域住民代表」という文言がございました。こうした守秘義務がかからない方の個人情報の取扱い、いじめについては個人情報はとても重要な内容でございますので記載が必要ではないかというご意見をいただきましたので、「なお」書き以降、「保護者代表等の外部委員を加える場合、いじめに係る個人情報は漏洩等の事故があってはならないものであることを確認し、その取扱いに遺漏がないよう留意しなければならない。」という記載を追加させていただきました。

その他、児童・生徒、子ども等の文言についての整理をさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** それでは、ただいまの件について何かご質問等ございますか。

齋藤委員。

○**齋藤委員** 今の18ページのところで、前の対策委員会ときには、委員とかが調査した場合には、公開しない会議の場合は、わかった情報を漏らしてはいけないというのがありましたよね。ここではそういうことまでは言わなくていいということなのですか。留意しなければいけないというのは、そういう段階でいいということの判断なのですか。

○**教育長** 学校教育担当部長。

○**学校教育担当部長** 留意しなければならないという、表現が弱いかもしれませんが、
「その取扱いに」の前に「漏洩等の事故があってはならないもの」という表現がございますので、そうした個人情報が漏れることを含めて、いじめも個人情報ですので、絶対に漏れないということを会議等において徹底してもらいたいという趣旨でございます。この取扱いについて遺漏がないような場合というのはどのような内容かについても今後、各学校に周知して参りたいと考えてございます。

○**教育長** よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第21号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第21号については原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第22号「教育委員会事務局管理職員の人事異動について」をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** 議案第22号「教育委員会事務局管理職員の人事異動について」でございます。

まず提案理由でございます。教育委員会事務局管理職員の人事異動を行う必要があるので、本案を提出するものでございます。

それでは、別添のほうをごらんいただきたいと思います。こちらは人事発令の一覧を記載し

てございます。まず4月1日付で職を命ずるものでございます。

部長級からでございます。

まず安井教育次長でございます。現職は産業観光部参事でございます。

次に加納教育委員会事務局参事でございます。現職、生涯学習課長からの昇任でございます。

続きまして課長級でございます。

まず秋元学校施設課長でございます。現職、都市整備部建築課係長からの昇任でございます。

次に神長学務課長でございます。こちらは現職、同じでございますが、退職後の再任用でございます。

次に加藤指導室長でございます。こちらは東京都教育庁からの派遣でございます。なお、現在は文京区立大塚小学校長でございます。

次に山岸学校教育支援担当課長でございます。現職、福祉部福祉管理課係長からの昇任でございます。

次に生涯学習課長につきましては、加納教育委員会事務局参事の事務取扱でございます。

次に南部生涯スポーツ課長でございます。現職は都市整備部密集地域整備担当課長でございます。

次に尾形中央図書館長でございます。現職は都市整備部高砂・鉄道立体担当課長でございます。

続きまして、裏面をごらんください。3月31日付で職を免ずる者でございます。

まず部長級でございます。

駒井教育次長でございます。こちらは4月1日より施設部長に新任でございます。

次に課長級でございます。

若林学校施設課長、こちらにつきましては4月1日付で福祉部東生活課長に新任でございます。

次に和田指導室長でございます。東京都日野市に転出でございます。

次に倉地生涯スポーツ課長でございます。4月1日付で産業観光部産業経済課長に新任でございます。

次に鈴木中央図書館長につきましては、3月31日付で退職となりますが、4月1日で福祉部障害者施設課長に再任用でございます。

なお、この異動に伴いまして、学校教育担当部長の学校教育支援担当課長事務取扱を解除するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの件について何かご質問等ございますか。ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第22号について、原案のとおり可決することにご異議は

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは、原案のとおり可決いたします。

議案は終わりました、続きまして報告事項です。

報告事項の1「平成31年度葛飾区各会計予算の審査について」説明をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは報告事項等の1「平成31年度葛飾区各会計予算の審査について(第4分科会)」についてご説明をさせていただきます。

先般、3月8日の予算審査特別委員会の第4分科会におきまして教育費に関する審査が行われました結果、各会派等の意見が取りまとめられましたので、ご報告させていただきます。

資料の2枚目からごらんいただきたいと思います。

まず自由民主党議員団でございます。ご意見といたしましては、2行目の頭から、学習センターが目的どおり児童・生徒の生きる力を伸長する場となるように求める。また、その次でございますとおり、旧小谷野小学校の体育館の床改修、中学生海外派遣の対象者拡大、校舎内のトイレ洋式化に続く体育館や校庭用トイレの洋式化、これについて強く要望するというご意見をいただいております。

また、6行目後半から、学童保育クラブの夏休み対策についてさらに改善検討してほしい。葛飾赤十字産院内図書館は産院内ならではの特色ある企画を求める。葛飾ふれあいRUNフェスタの公道での早期開催を強く要望する。スクールソーシャルワーカー派遣の充実による、子どもを取り巻く課題の解決を強く望むといったご意見を頂戴しております。

次に葛飾区議会公明党でございます。ご意見といたしましては、3行目、学校支援教室、こちらは特別支援教室のことかと思えますけれども、取組みを高く評価するとともに、今後も児童・生徒に寄り添ったきめ細かな対応を要望するというもの。続きまして、中学生の海外派遣の定員増は高く評価するとともに、インターネット回線を活用した国際国流の実施を求めるというご意見。それから学校体育館の照明のLED化、小学校校庭の人口芝生化の推進を求めるというご意見。さらに下から3行目、都内初のスポーツライミング施設の整備は評価するとともに、周辺スポーツ施設と合わせた整備となるように要望するというご意見を頂戴しております。

次にかつしか区民連合でございます。まず1行目でございますように、科学教育センター展示室改修については、現行を十分検証して利用者の声を聞いたソフト面での運用を求めるというもの。さちに、体力向上の取組みは新施設内でのクライミング選手の活用と連動した取組みで子どもの体力向上を要望するというご意見。そのほか、5行目の冒頭、教員の負担軽減のための人的配置を進めよといったご意見のほか、学校給食での食育推進、PTA活動支援、そ

れから教職員の危機管理研修といったご意見について頂戴したところでございます。

次ページをごらんいただきまして、日本共産党葛飾区議会議員団でございます。ご意見といたしましては、冒頭でございますように、小中学校建て替え校舎の選定は、選定基準から小規模校を不当に排除したもので認められない。それから3行目でございますように、中学校の修学旅行、要保護・準要保護生徒には、全額、公費として支出することにより教職員の負担も軽減できる、生徒とも安心して参加できるように改善すべき等々といったご意見を頂戴しているところでございます。

次に維新・颯新かつしかでございます。こちらにつきましては、5行目から、中学校の体育館冷暖房機器導入については、設置に際して工期延長など学校運営に支障を来さないように十分に配慮を願いたいといったご意見、さらに下から2行目の中ほど、放課後支援事業ではしっかり保護者の声を受けとめて、早急に学童保育の定員拡大を図って待機児童の解消に努めてもらいたいといったご意見を頂戴しております。

そのほか無所属の方でございますけれども、こちらにつきましては、3行目でございますように、小学校のプール整備工事、鎌倉公園プールの機能移転のための工事ということで、更衣室等の機能移転等を確実にを行うことが地域の要望に寄り添うものといったご意見を頂戴してございます。

さらに次の無所属の2番目の方でございますが、こちらにつきましては、3行目後半にございますように、現在一部の図書館でしか区民がインターネットにアクセスすることができないということで、もっとインターネットアクセスができる環境を整備するということを要望するということ。

さらに無所属の3番目の方につきましては、冒頭でございますように、本区は先進的に学校トイレの洋式化を行っているということの評価しつつも、3行目でございますように、残りの和式トイレの洋式化にあわせて、学校避難所機能の充実を図るためにも学校体育館への多目的トイレの設置推進を要望するといったご意見を頂戴してございます。

それからまた無所属の最後でございますけれども、1行目後半から、本区の中学生の学力が着実に向上しているので、今後の成果を期待するということ。またその次、小中学校の改修・改築に伴う施設整備のバリアフリー化はまだ十分とは言えないといったご意見のほか、下から3行目にありますように、ひまわり110番に関する成果を期待するといったご意見を頂戴したところでございます。

駆け足でございますけれども、報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について何かご質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは報告事項1を終わります。

続きまして、報告事項2「『第5回かつしかふれあいRUNフェスタ 2019』の実施結果について」をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 報告事項等2「『第5回かつしかふれあいRUNフェスタ 2019』の実施結果について」ご報告をさせていただきます。

実施日時、会場につきましては記載のとおりでございます。平成31年3月10日、日曜日、午前9時から午後1時45分まで。会場は堀切水辺公園で行っております。天候等ですが、晴れで気温13.5度でございました。

4、出走者数及び完走者数等でございます。エントリーが7,116人、出走者数が6,057人、完走者数が6,008人、完走率といたしましては99.2%でございました。詳細な内訳は裏面に記載してございます。

5、救急搬送・迷子でございますが、救急搬送が1件ございました。ハーフマラソンのゴール後に休んでいたところ、急にけいれんが起きて体が動かなくなり、救急搬送で平成立石病院に搬送されましたが、脱水から来る症状との判断で点滴をして、即日帰宅をしてございます。

また、迷子につきましては2件ございましたが、すぐに保護者から申し出があり、引き渡すことができでございます。

6、その他でございます。昨年実施いたしました「第4回かつしかふれあいRUNフェスタ2018」が第1回、第2回に続きまして全国ランニング大会100撰に選出をされましたことをここでご報告をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの報告について何かご質問等ございますか。

大里委員。

○大里委員 当日は晴れまして、気温も暖かく大変よかったですと思います。毎回、大勢の参加者があることも非常によかったですと思います。

それで、ちょっと気になりましたのが、朝、堀切菖蒲園駅から歩いて来る方、自転車で会場に来る方がたくさんいらっちゃって、なかなか道や横断歩道が混み合っていました。この大会は非常に近隣の方々のご理解とご協力をいただいて、応援いただいていると思うのですが、行き帰りもぜひ事故のないように願っています。

○教育長 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、特にないようですので、報告事項2についても終わります。

そのほか、何かご意見等ありましたらお申しください。いいですか。

ないようですので、これもちまして平成31年教育委員会第3回臨時会を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会時刻 12時10分